

2025年度「児童・少年の健全育成助成」推薦要項

助 成 の 概 要

1. 趣旨

ニッセイ財団では、活力あふれる真に豊かな社会の実現にむけて、未来をになう子どもたちがたくましく心豊かに成長することをめざしています。

児童・少年の健全育成には、地域社会を構成する住民や諸組織が手を携え、地域活動の一環として、子どもたちの生きる力を育んでいくことが必要になっています。

そこでニッセイ財団では、地域活動の一環として定期的・継続的に実施している子どもたちが行う自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動、地域の子育て支援活動に対して都道府県知事のご推薦に基づき助成し、活動の輪を広げてまいります。

2. 内容

- ・上記の活動に定期的かつ日常的に継続して取り組んでいる民間の団体に対して、その活動に常時・直接必要な物品を助成いたします。

3. 金額

- ・1団体 30万円 ～ 60万円（物品購入資金助成）
- ・申請額は万円単位（万円未満切上）です。
- ・物品購入総額が60万円を超える場合は、総額に占める申請額の割合が6割以上であることが必要です。

4. 提出書類

- ・助成顕彰候補団体推薦書＜様式1＞
- ・団体から提出された申請書＜様式2＞

5. 推薦締切日

- ・2024年12月9日（月）必着
- 団体から貴都道府県への申請締切日は、11月中旬を目途に適宜ご決定ください。

6. 決定

- ・当財団の選考委員会にて選考のうえ2025年3月の理事会において決定します。

7. 決定の通知

- ・貴都道府県へは2025年4月上旬に文書にて通知いたします。
- ・決定団体へは2025年4月下旬に当財団より決定通知ならびに事務手続等を連絡いたします。
- ・決定団体については当財団のホームページに掲載いたします。

8. 助成金の送金

- ・各団体への物品の納品が完了し、所定の書類提出が完了した時点で、団体へ送金します。

9. その他

- ・団体への助成決定通知後、贈呈式を開催いたしたく（2025年5～7月頃の予定）、何とぞご配慮ご支援をお願い申し上げます。
- ・申請書等に記載の情報については選考にのみ使用します。また、決定分については結果の公表、当財団作成資料に使用させていただきます。
- ・助成団体に対して、活動状況や助成物品の活用状況等について当財団宛報告を求め、またそれらの内容を情報誌、ホームページ、SNSへの掲載等にて公開することがあります。

推 薦 基 準

1. 対象団体

次の要件を満たしている民間の団体（法人格の有無は問わない）を対象とします。

①申請時点で設立後1年以上の活動実績がある団体

②常時10名以上の構成員がいる団体

ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」「フリースクール活動」を行う団体は、活動の対象となる児童・少年の延べ人数を含めます。

③構成員の半数以上が18歳未満の児童・少年である団体

ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」「フリースクール活動」を行う団体には、この要件を適用しません。

④少なくとも月1回以上を目処として定例活動を行っている団体

⑤助成により購入した物品を直接・継続的に活用し管理できる団体

2. 対象活動

次代をになう児童・少年が健やかに育っていくために、定期的に継続して行っている次のような活動を対象とします。

活動分野	具体的活動内容
1. 自然と親しむ活動	・ 野外活動、自然体験活動 ・ 自然観察、天体観測、自然・森林の保護活動 ・ 野外活動を通してのジュニアリーダー育成活動
2. 異年齢 ・ 異世代交流活動	・ 異年齢集団の交流活動 ・ スポーツ活動、芸術活動 ・ 郷土文化芸能の保存伝承活動
3. 子育て支援活動	・ 子育てサークル活動 ・ 子育て支援ネットワーク活動 ・ 地域に根ざした文庫、読み聞かせ、人形劇活動 ・ 児童少年の居場所づくり支援活動 ・ 子ども食堂、学習支援活動（フリースクールを除く）
4. 療育支援活動	・ 障がいのある子どもたちの療育支援活動 ・ ノーマライゼーション推進活動
5. フリースクール活動	・ フリースクール運営活動 （不登校の小中学生・高校生を対象とした活動）

3. 対象物品

対象活動を継続的に展開するにあたって、その活動になくてはならない**直接活用物品**で、**子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品**とします。

ただし、上記に準じ、対象活動を安全・円滑に実施するために必要な物品も対象とします。

[対象とならない団体]

- ①青年・成人中心の団体（構成員の半数以上を18歳以上の方で占める団体）
青少年育成県・市・町・村民会議、母親クラブ、PTA等
ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」「フリースクール活動」を行う団体には、この要件を適用しません。
- ②日常活動は行わず、下部組織への助成物品貸し出しを主な目的としている団体
県・市・町〇〇連絡協議会、〇〇連合会、〇〇連盟等
- ③小学校・中学校・高等学校のクラブ・サークル
ただし、学校を活動拠点としている任意の地域団体は助成の対象とします。
- ④放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子供教室、学校支援地域本部
- ⑤保育所、幼稚園、認定こども園
- ⑥公的受け入れ施設「適応指導教室」等
- ⑦営利を目的とした活動、営利につながる可能性の大きい活動を行っている団体（株式会社等）
- ⑧国・地方公共団体（独立行政法人を含む）の助成金・補助金によって、継続的にその運営費用の過半（5割程度以上）が支弁されている団体
- ⑨国・地方公共団体の委託事業を行う団体
ただし、委託外の事業にかかわるものは助成の対象とします。
- ⑩宗教・政治活動を行っている団体
- ⑪地域住民の参加や定期的な地域住民との交流がなく、当事者団体・同好会等の構成員のみを対象とした活動を行っている団体
- ⑫強化選手の養成・輩出を主たる目的とする団体
- ⑬過去に当助成を受けた団体
ただし、2014年以前に助成を受けた団体で、その後現在までの活動が優れていると認められる団体は再助成の対象とします。

[対象とならない物品]

- ①単価が少額なもので、団体の規模・活動内容等からみて申請数量が過剰と判断される物品
- ②使い捨てや消費物品等、消耗品の色彩が強い物品
- ③個人所有もしくはその色彩が強い物品
- ④見栄えがいい等の理由で揃えるパフォーマンス性の高い物品
- ⑤助成効果が間接的な物品
例：会員募集、イベント告知、会報作成のためのパソコン
スポーツ指導のためのビデオカメラ
- ⑥日常活動で使用しない物品
- ⑦人件費、運営費、管理費、リース料、修理費等

推薦にあたってのお願い・留意事項

一定の構成員規模を維持し、今後とも安定した活動の継続が見込まれる助成趣旨にふさわしい団体のご推薦をお願いいたします。

また、推薦団体の活動分野・地域が偏らないよう、幅広い分野・地域からのご推薦をお願いいたします。

- ①申請後の内容変更は認められませんので、団体に対して、助成希望物品・金額を十分に検討のうえ申請するようご指導ください。
- ②ご提出いただいた推薦書・申請書および添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
- ③助成団体に対し、物品の見える部分に「寄贈日本生命財団」または「寄贈ニッセイ財団」と耐久性のある表示をしていただくこととしておりますのでご了承ください。

ご推薦にあたり、ご不明な点があれば、下記へお問い合わせください。

送付先・お問い合わせ先



ニッセイ財団

公益財団法人日本生命財団 助成事業部

〒541-0042 大阪市中央区今橋3丁目1番7号

日本生命今橋ビル4階

電話 06-6204-4014 FAX 06-6204-0120

メールアドレス jidou-syonen@nihonseimei-zaidan.or.jp

(2024.9.450)